

経営事項審査申請の手引き

〈令和 6 年 5 月作成〉

高知県土木部土木政策課
建設業振興担当

目次

第1 経営事項審査の概要

1. 経営事項審査とは.....	1
2. 手続きについて.....	1
3. 経営事項審査の有効期間について.....	1
4. 申請書類の虚偽記載について.....	2
§. 経審受審が必要となる公共工事.....	3

第2 申請手続

1. 申請の流れについて.....	4
2. 必要書類について.....	5

第3 必須書類の記載要領

1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の記載例・記載要領.....	14
・別表(1) 国土交通大臣・都道府県知事コード表.....	19
2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(別紙一)の記載例・記載要領.....	20
・完成工事高の業種間の振替.....	24
・初めて経審を受ける場合.....	24
・決算期の変更を行った場合.....	24
・設立後初めて迎えた決算日を基準日として経審を受ける場合.....	25
・決算終了後の変更届.....	25
3. 技術職員名簿(別紙二)の記載例・記載要領.....	26
・業種別技術職員コード表.....	28
・CPD単位取得数について.....	31
4. その他の審査項目(社会性等)(別紙三)の記載例・記載要領.....	32

第4 該当する場合に提出する書類の記載要領

1. 工事種類別完成工事高付表(様式第1号)の記載例・記載要領.....	37
2. 独立監査人の監査報告書の記載例.....	38
3. 会計参与報告書の記載例.....	39
4. 経理処理の適正を確認した旨の書類(様式第2号)の記載例.....	40
5. 継続雇用制度技術職員名簿(様式第3号)の記載例・記載要領.....	46
6. CPD取得技術者名簿(様式第4号)の記載例・記載要領.....	47
7. 技能者名簿(様式第5号)の記載例・記載要領.....	48
8. 就業履歴を蓄積するための措置を実施した旨の誓約書(様式第6号)の記載例・記載要領.....	49
9. 後期高齢者申立書(高知県独自様式)の記載例・記載要領.....	51
10. 建設機械の保有状況(高知県独自様式)の記載例・記載要領.....	52

第5 特殊な経審

1. 合併時経審.....	53
2. 譲渡時経審.....	53
3. 分割時経審.....	54
4. 設立時経審.....	55
5. 法人成り経審.....	55

第6 審査結果・再審査について

1. 審査結果の通知.....	56
2. 書類の保存.....	56
3. 経営規模等評定結果通知書・総合評定値通知書の原本証明.....	56
4. 再審査の申立.....	56
5. 経営事項審査の受け直し.....	56

第7 経審の評定計算について..... 57

第1 経営事項審査の概要

1 経営事項審査とは

経営事項審査は、建設業者の企業力を適正に評価するための制度で、各社の経営規模、経営状況、技術力、社会性等を審査します。

一定の規模以上の公共工事を直接請け負おうとする（元請）建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けされています。（建設業法第27条の23第1項）

2 手続きについて

①県及び県内全市町村の建設工事の一般競争（指名競争）入札に参加しようとする場合
毎年次の(1)～(3)の申請を行って下さい。

(1) 経営状況分析申請

経営事項審査のうち「経営状況分析」の審査については、各登録機関で受付。

(2) 経営事項審査申請

(1)以外の審査を県で受付。

(3) 建設工事競争入札参加資格審査申請

(1)(2)の結果をもとに、電子申請システムを用いて申請。

令和5年度より、県及び県内全市町村における入札参加資格審査申請については、すべて電子申請による共同受付となりました。

②国等の工事を請け負おうとする場合

毎年上記(1)(2)を受審して下さい。

入札参加資格審査は、申請する国等の発注機関で手続きを行って下さい。

（申請方法は各発注機関によって異なりますので、各々確認して下さい。）

③申請業種 申請日時時点で建設業の許可を受けているもの

④審査基準日 各社の決算日（新規設立等により決算期末到来の場合は、設立の日）

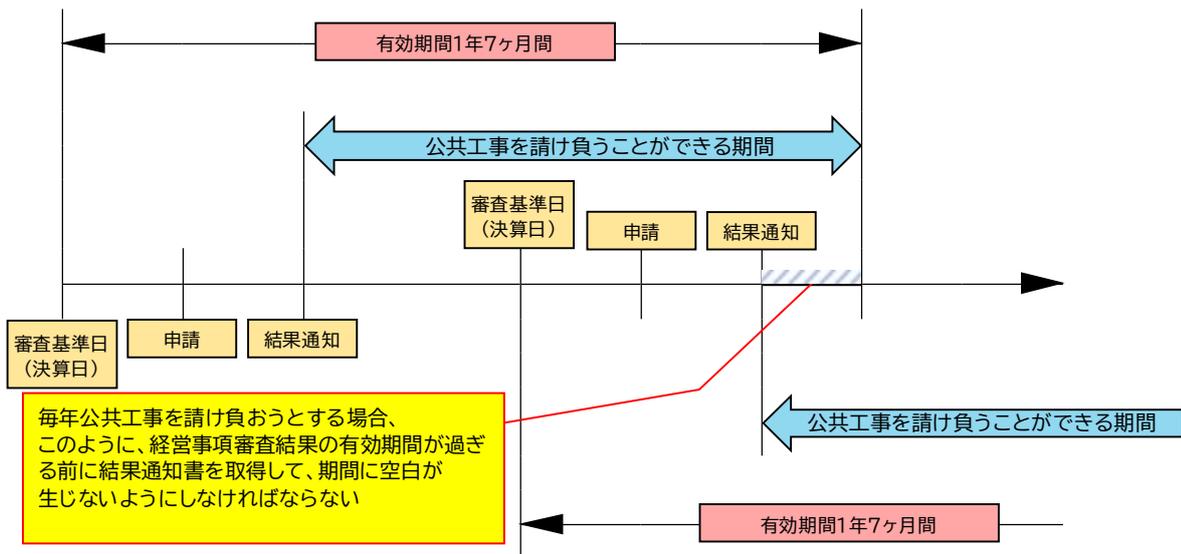
3 経営事項審査の有効期間について

有効期間＝審査基準日から1年7ヶ月

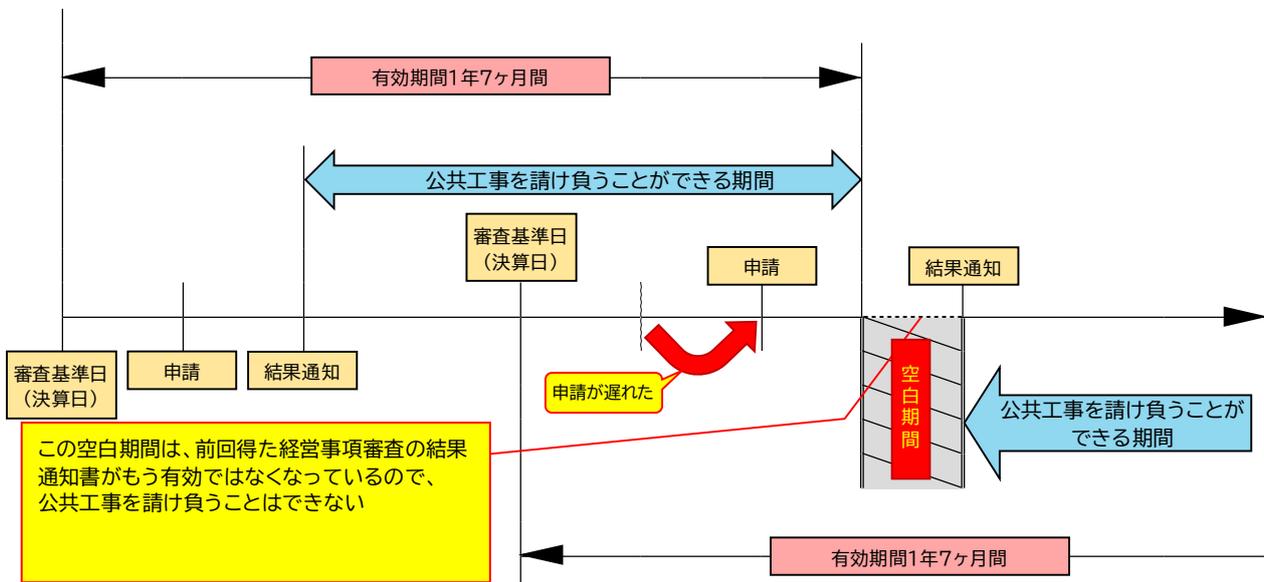
有効期間内に次の決算の審査を受け、その結果通知書を受け取っていなければならないことから、決算終了後、速やかに審査を受けて下さい。結果通知書の発行は、原則として申請完了月の翌月末ですので、**有効期間が満了する月の1ヶ月前までに審査を完了して下さい（修正がある場合も同様です。）**。入札日や契約日が近いので結果通知書の送付を早めてほしいといった要望には応じられませんのであらかじめご了承をお願いします。

申請が遅れると、公共工事の契約時に、有効な結果通知書が手元にないこととなり、契約締結ができない場合がありますのでご注意ください。

○経営事項審査結果の有効期間に空白が生じない事例



○経営事項審査結果の有効期間に空白が生じる事例



4 申請書類の虚偽記載について

虚偽記載が認められた場合、建設業法第 28 条に基づき監督処分の対象になります。また、場合によっては建設業法第 50 条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

§経審受審が必要となる公共工事§

建設業法第 27 条の 23、同施行令第 42 条、同施行規則第 18 条において、経営事項審査の総合
 評定値通知が必要となる公共工事に該当するとされるものは、以下のとおり

1. 発注者が以下のいずれか

- 国
- 地方公共団体

○法人税法別表第 1 に掲げる公共法人	○建設業法施行規則第 18 条の法人
沖縄振興開発金融公庫 株式会社国際協力銀行 株式会社日本政策金融公庫 港務局 国立大学法人 社会保険診療報酬支払基金 水害予防組合 水害予防組合連合 大学共同利用機関法人 地方公共団体金融機構 地方公共団体情報システム機構 地方住宅供給公社 地方税共同機構 地方道路公社 地方独立行政法人 独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。） 土地開発公社 土地改良区 土地改良区連合 土地区画整理組合 日本下水道事業団 日本司法支援センター 日本中央競馬会 日本年金機構 日本放送協会 福島国際研究教育機構	地方競馬全国協会 消防団員等公務災害補償等共済基金 農林漁業団体職員共済組合 独立行政法人勤労者退職金共済機構 日本たばこ産業株式会社 日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者 北海道旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 日本私立学校振興・共済事業団 独立行政法人農業者年金基金 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構 国立研究開発法人科学技術振興機構 国立研究開発法人理化学研究所 東京地下鉄株式会社 独立行政法人環境再生保全機構 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 成田国際空港株式会社 東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新関西国際空港株式会社 公益財団法人 JKA

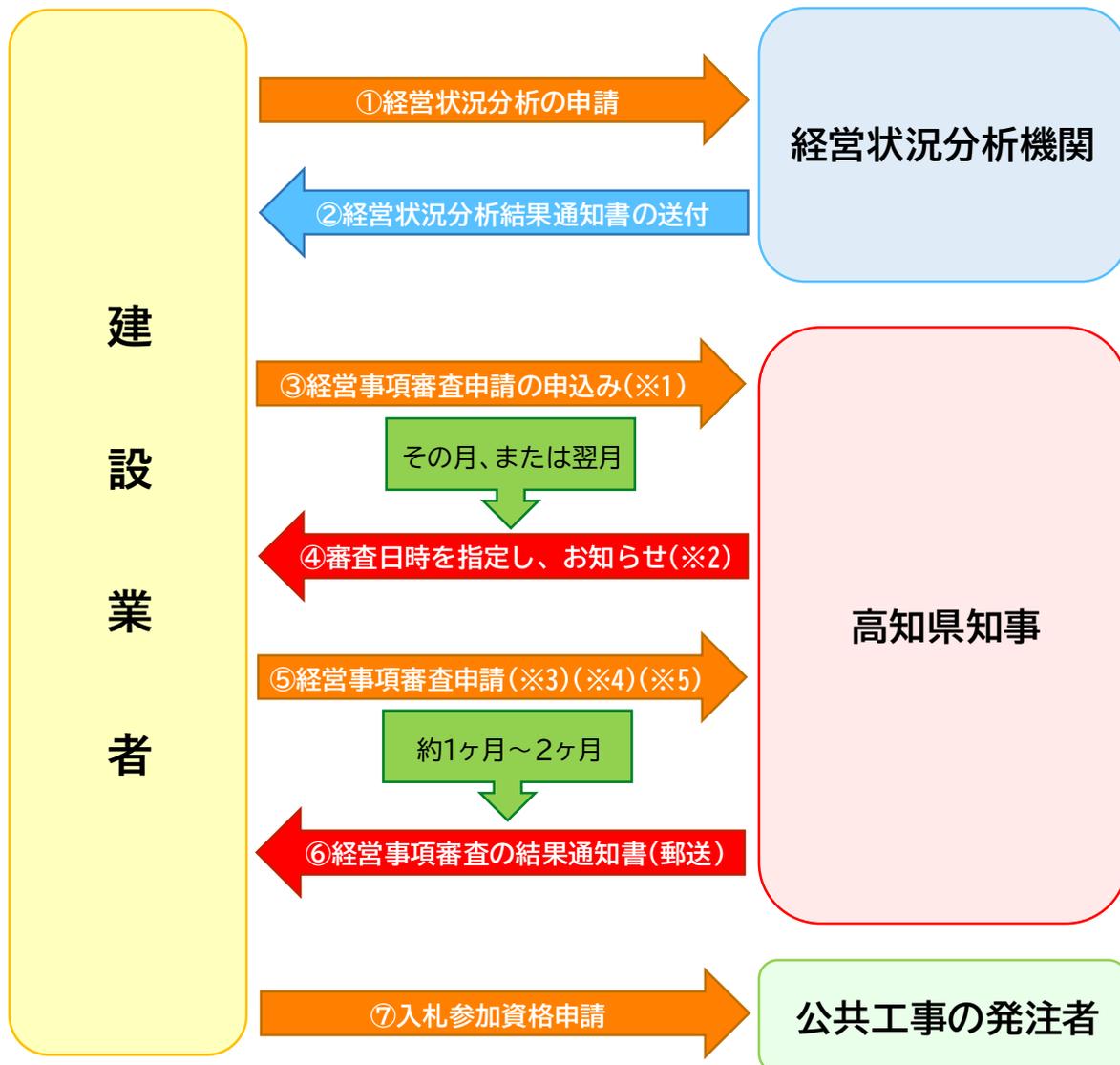
2. 請負金額が 500 万円（建築一式工事にあつては 1,500 万円）以上

※ただし、以下の場合は経審受審を要しない。

- ・ 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事
- ・ 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

第2 申請手続

1 申請の流れについて



※1 ③で必要な申込票は、以下の経営事項審査概要サイトよりダウンロードしてご利用ください。
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kensetsu-download/#keiejikoushinsa>)

この申込票を往復はがきに貼付のうえ、当課まで送付をお願いします。

また、令和5年度より、入札参加資格申請が電子申請となったことに伴い、経営事項審査と入札参加資格申請の同時受審は廃止しましたので、10月～12月に受審をされる場合にも、往復はがきを用いての審査申込となります。

※2 指定を受けた日時に都合がつかない場合は、ご連絡をお願いします。

※3 経営事項審査の申請は、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)を用いて申請することもできます。

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

※4 決算期変更、合併、会社分割、営業譲受等がある場合は、あらかじめご相談下さい。

※5 高知県が実施する経営事項審査は、高知県知事許可業者についてのみです。高知県に主たる営業所を置く大臣許可業者の経営事項審査は、四国地方整備局が行いますので、直接四国地方整備局へ申請を行ってください。

2 必要書類について

(1) 提出書類

● 必須書類

次の順番に揃えてご提出下さい。

内 容	①経営事項審査申請書	20001 帳票
	②工事種別完成工事高	20002 帳票 (申請書別紙一)
	③その他の審査項目	20004 帳票 (申請書別紙三)
	④技術職員名簿	20005 帳票 (申請書別紙二)
	⑤経営状況分析結果通知書	登録経営状況分析機関の代表者印を押印してあるもの
	⑥審査手数料証紙 (印紙) 貼付書	申請業種数に応じて申請手数料を貼付

▲ 該当する場合にのみ必要な書類

次の順番に揃えてご提出下さい。

内 容	⑦工事種別完成工事高付 表	様式第1号
	⑧経理処理の適正を確認し た旨の書類	様式第2号
	⑨継続雇用制度の適用を受 けている技術職員名簿	様式第3号
	⑩CPD 単位を取得した技術 者名簿	様式第4号
	⑪技能者名簿	様式第5号
	⑫後期高齢者申立書	高知県独自様式
	⑬建設機械の保有状況	高知県独自様式

提出書類は2部です (正本・副本)。なお、副本は、上記①～④のみでかまいません。審査後、副本については、受付印を押して返却します。

(2) 持参書類

各申請書類の記載要領を参照し、次のうち該当するものをご持参下さい。

提出欄に"○"のある項目は、原則、原本による提示をお願いします。写しの場合、審査時に提出をお願いします。

留意事項欄に「写しを提出してください」と記載のある項目は写しの提出をお願いします。電子により締結された契約書等については、「写し」としての取扱いとします。

場合により、追加書類や原本の提示を求める場合があります。

確認事項	確認資料	留意事項	提出
[項番：2・15] 許可確認書類	建設業許可通知書	前回審査後に許可業種の追加、許可区分の変更、一部廃業等があった場合、その通知書。	
[項番：7] 法人番号の確認資料	①②のいずれかの資料 ①法人番号指定通知書 ②国税庁「法人番号検索サイト」の画面印刷物	※ 前年度に審査済みで、変更のない場合は、省略可。	

確認事項	確認資料	留意事項	提出
[項番：17・18・32] 完成工事高等の確認 に要する書類	事業年度（決算）終了後の変 更届出書一式	※ 土木政策課の受付印のあるもの 受審日までに未返却（土木政策課処 理中）の場合は、事前に土木政策課ま で連絡してください。 ※ 直近の事業年度分 ただし、新規申請または前年度の審 査を受けていない場合は、審査方法に 応じて直前2、3年の事業年度分。	
[項番：18] 減価償却実施額の確 認書類	①②③のいずれかの資料 法人事業者 ①法人税申告書別表（別表 16(1)～16(8)) 個人事業者 ②所得税青色申告決算書一式 ③白色申告収支内訳書	経営状況分析を受けるにあたって、経 営状況分析機関へ提出したものと同 じもの。 ※ 直近の事業年度分 ただし、新規申請または前年度の審 査を受けていない場合は、直前2年の 事業年度分。	
[項番：32] 工事経歴等の確認に 要する書類	①～⑤のいずれかの書類 ①契約書 ②注文書・請書 ③施工証明書 ④完成検査合格通知書 ⑤工事成績評定通知書	「工事経歴書」に記載したもののう ち、業種毎に最終的な請負金額が消費 税込みで500万円以上（建築一式工事 は消費税込みで1,500万円以上）のも ので、 <u>元請工事下請工事を問わず請負 金額の大きなものから上位3件。</u> ※ 「消費税込み」ですので、ご注意 ください。 ※ 「契約書」、「注文書・請書」の場 合、工期変更も含め、変更契約のあ る場合には変更契約書等も必要で す。 ※ 消費税抜金額が確認できない場 合、内訳のわかる書類の提出を求め る場合があります。 ※ JV（共同企業体）で施工した場合 は、出資比率等のわかる協定書。 ※ 新規申請または前年度の審査を受 けていない場合は、審査方法に応じた 直前2、3年の事業年度分。	○

確認事項	確認資料	留意事項	提出
審査基準日における 職員の在籍確認資料 [技術職員名簿（申請書別紙二、様式第4号）、技能者名簿（様式第5号）、その他の審査項目（別紙三）の項番61「公認会計士等の数」及び項番62「二級登録経理試験合格者の数」に人数を記載した者が対象]	賃金（給与）台帳又は源泉徴収簿（審査基準日時点）		
職員の常勤性の確認書類 [技術職員名簿（申請書別紙二、様式第4号）、技能者名簿（様式第5号）、その他の審査項目（別紙三）の項番61「公認会計士等の数」及び項番62「二級登録経理試験合格者の数」に人数を記載した者が対象]	原則として、①の書類 ①申請時点直前の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書等 ②住民税特別徴収税額通知書 ③賃金台帳又は給与明細書 ④源泉徴収票または源泉徴収票合計表	※ 社会保険適用除外の事業者や、高齢等の理由のため①では常勤性を確認できない場合、②③④の書類等で確認します。 ※ 後期高齢者等 （75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）は 後期高齢者申立書（高知県独自様式） の提出が必要となります（個人の場合で、該当の者が代表者、家族、専従者の場合は不要）。 ※ 出向社員で申請者と通知書等の事業者が異なる場合、出向契約書や出向協定書等の出向内容が確認できる書類の写しを提出してください（出向先の会社の技術者として経営事項審査を受審した場合、再度出向元の会社の技術者として審査を受けることはできません）。	
審査基準日以前6ヶ月超雇用の確認書類 [技術職員名簿（申請書別紙二、様式第4号）、技能者名簿（様式第5号）]	原則として、①の書類 ①がない場合は②の書類 ①資格取得時の標準報酬決定通知書（もしくは、直近2年分の標準報酬決定通知書等） ②賃金（給与）台帳又は源泉徴収簿（審査基準日以前7ヶ月分）	※ 前年度に審査済みで、その雇用に変更のない者は、省略可。	
資格の確認書類 [技術職員名簿（申請書別紙二、様式第4号）]	技術職員の資格等の証明書	※ 前年度に審査済みで、その資格に変更のない者は、省略可（ただし、登録機関技能者講習修了証など有効期間があるものは、審査基準日時点で有効なものであるかを確認するため、省略不可）。	

確認事項	確認資料	留意事項	提出
講習受講の確認書類 [技術職員名簿（申請書別紙二）]	①②”全ての”の書類 ①監理技術者資格者証 ②監理技術者講習修了証又は監理技術者資格者証裏面の受講記録	※ 審査基準日時点で有効なもの。更新されている場合は注意してください。	
[項番：41] 雇用保険加入の確認書類	①②”全ての”の書類 ①労働保険概算・確定保険料申告書 ②保険料納入に係る領収済通知書	※ 労働保険概算・確定保険料申告書は <u>審査基準日を含む期間のもの</u> 。 ※ 領収済通知書は申告書の保険料の納入に係るもの。 労働保険料の期間の考え方 (第1期) 4.1～7.31 (第2期) 8.1～11.30 (第3期) 12.1～3.31 ※ 代行機関（商工会、労働組合、労務士等）に委託している場合 代行機関が発行（押印したものに限り）した 保険料の納入通知書 （労災・労働・雇用の内訳が分かるもの）及びこれにより納入した 保険料の領収書	
[項番：42・43] 健康保険加入及び厚生年金保険加入の確認書類	①②のいずれかの書類 ①健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る領収証書 ②納入証明書 ※全国土木建築国保に加入している場合は、審査基準月分の支払いをしたことがわかる領収書	※ <u>審査基準日を含む月の</u> 保険料の納入に係るもの。	
[項番：44] 建設業退職金共済事業加入の確認書類	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査用）	履行証明願の様式は（一社）高知県建設業協会ホームページよりダウンロードできます。 ※ http://www.kokenkyo.or.jp/ → トップページ「建退共」 【※建退共高知県支部の発行するものをご提示下さい。】	○

確認事項	確認資料	留意事項	提出
[項番：45] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の確認書類	①～⑤のいずれかの書類 ①労働協定、就業規則(一式)等 ②勤労者退職金共済機構又は特定退職金共済団体と退職金共済契約の加入証明書等 ③厚生年金基金の加入証明者等 ④適格退職年金契約の協定書等 ⑤確定給付企業年金又は確定拠出年金法に規定する企業型年金導入の確認書類等	※ 就業規則等に関しては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払時期に関する定めがあること並びに、常時10人以上の労働者を使用する場合には労働基準監督署に届出をしていること（就業規則に受付印があること）が必要です。	
[項番：46] 法定外労働災害補償制度加入の確認書類	①～⑤のいずれかの加入証明書、保険証券等 ①（公財）建設業福祉共済団 ②（一社）全国建設業労災互助会 ③（一社）全国労働保険事務組合連合会 ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者 ⑤保険会社	（重要） 次のイ～ハの事項を締結内容を含むものが対象。 イ 業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれもが対象となっていること ロ 直接使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてが対象となっていること ハ 死亡及び労働災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてが対象となっていること	○
[項番：49] CPDの確認書類	CPD 単位数を証する書面等 （ <u>審査基準日以前1年間</u> に各CPD 認定団体によって単位取得を認定された証明書）	<u>※ 写しを提出してください。</u>	
[項番：50] 技能レベル向上者・控除対象者の確認書類	審査基準日以前3年間に各能力評価機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」	<u>※ 写しを提出してください。</u> ※ 前年度に審査済みで、変更のない場合は、省略可。（ただし、評価日の日付記載は必須） ※ 「能力評価（レベル判定）結果通知書」については、各能力評価機関にお問合せください。	
[項番：51・52・53] えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定の確認書類	直近の「基準適合一般事業主認定通知書」「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類	<u>※ 写しを提出してください。</u>	
[項番：54] 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するための必要な措置の実施状況（CCUSの運用状況）	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（様式第6号） ※ただし、すべての公共工事または民間含むすべての工事で実施している場合に限る	審査基準日以前1年間のうちに、キャリアアップシステムに定める、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じた場合には提出してください。 <u>詳細は、様式第6号の記載要領をご覧ください。</u>	

確認事項	確認資料	留意事項	提出
[項番：56] 民事再生法又は会社更生法適用の確認書類	①②のいずれかの書類 ①民事再生又は会社更生手続開始決定通知書 ②民事再生又は会社更生手続終結決定を受けたことを証する書面		
[項番：57] 防災協定締結の確認書類	①②のいずれかの書類 ①国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定 ②社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している場合は、当該団体の活動計画書や加入証明書等	※審査基準日において防災協定を締結していることが条件です。 ※・高知県建設業協会 ・高知県設備業協会 これら2協会の会員については、 別途該当事業者名簿で確認しますので、証明書の提示は不要です。	○
[項番：60] 監査の受審状況の確認書類	①②のいずれかの書類 ③及び④⑤のいずれかの書類 会計監査人設置会社 ①有価証券報告書 ②監査証明書 会計参与設置会社 ③会計参与報告書 ④商業登記簿謄本 ⑤契約書	<u>※ 写しを提出してください。</u>	
[項番：61・62] 建設業経理事務士等の確認書類	①②のいずれかの書類 ①公認会計士、税理士で国土交通大臣が指定する研修を受けたことを証する書面 ②登録経理試験（1～2級）の合格者証・登録経理講習修了証等	(重要) 登録経理試験は合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者、登録経理講習は受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者が経審上評価の対象となります。	
[項番：64] 建設機械の確認書類 ※「建設機械の保有状況（高知県独自様式）」を作成し、提出して下さい。 ※リース契約で自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7ヶ月以上使用の意思がある場合は、誓約欄に記載すれば、加点対象となります。	①②③のいずれかの書類 ①特定自主検査記録表 ②移動式クレーン検査証 ③自動車検査証 【新規に計上する建設機械】 ④⑤⑥のいずれかの書類 ④契約書 ⑤販売証明書 ⑥リース契約書 【新規に計上するダンプ車】 ※販売証明等がない場合 ⑦登録事項等証明書（陸運局	※ ①：審査対象事業年度に検査を受けたもの ②③：審査基準日が有効期間内に含まれるもの ④⑤：審査基準日時点の所有が確認できるもの ⑥：審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているもの ※ 契約書、販売証明書及びリース契約書については、前回審査済みで、その内容に変更がない場合は省略可。	

確認事項	確認資料	留意事項	提出
	<p>で取得可能。所有者変遷等がない等の理由で登録事項等証明書を取得できない場合は、土木政策課までお問い合わせください)</p>	<p>《対象となる建設機械》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クレーン又はパイロドライバーの Attachment を有するもの ・ブルドーザー：自重が3トン以上のもの ・トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの ・移動式クレーン：つり上げ荷重3トン以上のもの ・締固め用機械：自主検査指針に記載の「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当 ・解体用機械：「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」 ・高所作業車：作業床の高さが2メートル以上のもの ・ダンプ車：自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラー」「ダンプセミトレーラー」の記載があり、土砂等の運搬に供される貨物自動車 ・モーターグレーダー：自重が5トン以上のもの <p>※ 加点対象は、正常に稼働する状態にある建設機械に限ります。</p>	
<p>[項番：65] エコアクション21認証の確認書類</p>	<p>一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」</p>	<p>審査基準日が有効期限内に含まれているものが対象となります。</p> <p>※ 認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られる場合は対象となりません。</p>	
<p>[項番：66・67] ISO登録の確認書類</p>	<p>審査登録機関の認証を証明する書類（認証登録証明書及び付属書）</p>	<p>※ 認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られる場合は対象となりません。</p>	
<p>技能者数の確認書類 [技能者名簿（様式第5号）]</p>	<p>作業員名簿</p>	<p>※ <u>写しを提出してください。</u></p> <p>※ 項番32で契約書等を確認する工事に係る作業員名簿</p>	

確認事項	確認資料	留意事項	提出
消費税の確認書類	①②”全ての”の書類 ①消費税確定申告書 ②消費税納税証明書(様式その1)	※ 直近の事業年度分 ただし、新規申請または前年度の審査を受けていない場合は、審査方法に応じて直前2、3年の事業年度分。	
決算内容の確認書類	①②③のいずれかの書類 法人事業者 ①法人税申告書及び決算書一式 個人事業者 ②所得税青色申告決算書一式 ③白色申告収支内訳書	※ 税務申告の際に提出(作成)した控えをお持ちください。 ※ 新規申請または前年度の審査を受けていない場合は、審査方法に応じて直前2、3年の事業年度分。	

登録経営状況分析機関一覧

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。

なお、経営状況分析の申請の時期及び方法等はそれぞれの経営状況分析機関にお問い合わせ下さい。

また、登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報につきましては国土交通省 HP をご確認ください。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田 2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

(国土交通省ホームページより)

第3 必須書類の記載要領

審査対象で「2期平均」を選択した場合に記入してください。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算	4:8:9 (千円)
直前の審査基準日	1:0:6:3:8 (千円)

千円未満は切り捨て

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13 (千円) 5 5 8 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

別紙二「技術職員名簿」に記入した技術職員の合計を記入する。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度	
営業利益	1:0:5:5 (千円)	営業利益	2:1:8 (千円)
減価償却実施額	2:8:0 (千円)	減価償却実施額	0 (千円)

技術職員数 1 9 3 5 (人) 5

・営業利益は、規則別様式第16号(個人は様式第19号)の損益計算書の営業利益の額を記入する。
 ・減価償却実施額は法人税申告書別表16に記載の減価償却額の実施額を記入する。
 個人の場合の減価償却実施額は、所得税申告書に記載の額を記入する。
 ※減価償却実施額は経営状況分析申請書の減価償却実施額に記載された額と一致する。

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 9 9

経営状況分析を受けた機関の名称

○△◇サービス会社(株)

経営状況分析を受けた経営状況分析機関の登録番号を記入する。

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先 総務課 氏名 岸田 太郎 電話番号 088-823-9813

ファックス番号 088-823-9263

記載要領

- 1 「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長、北海道開発局長、国土交通大臣及び知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 03「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 04「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和3年3月31日であれば、03年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 8 05「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

- 9 06「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和4年3月31日）より前の日（令和3年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

- 10 07「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

- 22 19 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 20 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば000001のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（1）

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表（2）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別表(1) 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	39	高知県知事
----	--------	----	-------

高知県 市町村コード表

39201	高 知 市	長 岡 郡	39401 中 土 佐 町 39402 佐 川 町 39403 越 知 町 39405 檮 原 町 39410 日 高 村 39411 津 野 町 39412 四 万 十 町
39202	室 戸 市		
39203	安 芸 市		
39204	南 国 市		
39205	土 佐 市		
39206	須 崎 市		
39208	宿 毛 市	土 佐 郡	
39209	土 佐 清 水 市	39363 土 佐 町 39364 大 川 村	
39210	四 万 十 市		
39211	香 南 市		
39212	香 美 市		
	安 芸 郡	吾 川 郡	幡 多 郡
		39386 い の 町 39387 仁 淀 川 町	39424 大 月 町 39427 三 原 村 39428 黒 潮 町
39301	東 洋 町		
39302	奈 半 利 町		
39303	田 野 町		
39304	安 田 町		
39305	北 川 村		
39306	馬 路 村		
39307	芸 西 村		

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

申請業種は実績がない場合でも「0」は記入する。

工事経歴書と一致する(千円未満切捨て)

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 2 年 0 7 月 至 0 4 年 0 6 月	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 03年7月～04年6月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 02年7月～03年6月	審査対象事業年度 自 0 5 年 0 7 月 至 0 6 年 0 6 月	計算基準の区分 19 (1.2年平均) 2.3年平均
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 5 2 9 1	元請完成工事高(千円) 3 1 7 8 9	完成工事高(千円) 5 8 7 0 1	元請完成工事高(千円) 3 5 0 0 4	2年平均は「1」 3年平均は「2」
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 54,809 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 51,174	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 36,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 27,579	金額は右詰めで記入し、左余白は空白とする。 (千円未満切捨て) ※免税事業者を除き、消費税抜きの金額を記入する。		
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	「010」土木一式工事を申請した場合は、「011」PC(プレストレストコンクリート構造物)工事、 「050」とび・土工・コンクリート工事を申請した場合は、「051」法面処理工事、 「110」鋼構造物工事を申請した場合は、「111」鋼橋上部工事を、実績が0であっても必ずあわせて記入すること。
工事の種類 プレストレストコンクリート 構造物工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度			
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 5 3 0 5	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 1 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 8 0 0 0	
工事の種類 とび・土工・ コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 4,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 6,610	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0			
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 2 7 5 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 5 6 0 0	元請完成工事高(千円) 0	
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 3,500	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0			
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	「その他工事」と「合計」は、この用紙を2枚以上使用するときは最後の用紙に記入し、1枚目には記入しない。
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度			
業種コード 3 4	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	
工事の種類 合計	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	完成工事高(千円) 0	元請完成工事高(千円) 0	

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例

(1. 有 2. 無)

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

2ページ目以降には「対象事業年度」及び「計算基準の区分」は記入しない。

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

自 年 月 至 年 月

審査対象事業年度の
前審査対象事業年度

年 月～ 年 月

審査対象事業年度の
前々審査対象事業年度

年 月～ 年 月

審査対象事業年度

自 年 月 至 年 月

計算基準の区分
(1.2年平均)
(2.3年平均)

項番	業種コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
31	32090	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="0"/>
工事の種類	管工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 25,844 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		
32	3290	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
工事の種類	解体工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 1,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 2,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		
32					
工事の種類	工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
32					
工事の種類	工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
33	33	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="0"/>
工事の種類	その他	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,346 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5,689	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0		
34	合計	<input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/>	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="8"/> <input type="text" value="9"/>	<input type="text" value="9"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="7"/>	<input type="text" value="4"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/>

コード 工事の種類

010 土木一式工事	100 タイル・れんが・ブロック工事	200 機械器具設置工事
011 プレキャストコンクリート構造物工事	110 鋼構造物工事	210 熱絶縁工事
020 建築一式工事	111 鋼橋上部工事	220 電気通信工事
030 大工工事	120 鉄筋工事	230 造園工事
040 左官工事	130 舗装工事	240 さく井工事
050 とび・土木・コンクリート工事	140 しゅんせつ工事	250 建具工事
051 法面処理工事	150 板金工事	260 水道施設工事
060 石工事	160 ガラス工事	270 消防施設工事
070 屋根工事	170 塗装工事	280 清掃施設工事
080 電気工事	180 防水工事	290 解体工事
090 管工事	190 内装仕上工事	

・受審しない業種の完成工事高は「その他工事」に計上する。
・実績がない場合でも必ず「0」と記入する。

・財務諸表(損益計算書)の完成工事高と一致します。
・「プレキャストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」は内訳であり重複するため、合計には加えない。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無) 該当する方に○をする。

様式第二十五号の十四別紙一

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自令和03年04月 ～ 至令和04年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
 自令和03年04月 ～ 至令和04年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自令和03年04月 ～ 至令和04年03月
 (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
 自令和03年01月 ～ 至令和03年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
 自令和03年10月 ～ 至令和04年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和4年3月31日）より前の日（令和3年11月1日）に申請するとき
 自令和03年10月 ～ 至令和00年00月

- 3 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。
 ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

- 4 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、 で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事

【完成工事高の業種間の振替】

・次の場合、業種間において完成工事高・元請完成工事高を振り替えることができます。

専門工事を一式工事に振替

○審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の専門工事（審査対象を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

○この場合、専門工事の完成工事高については、審査対象年だけでなく直前2年又は3年分を土木一式又は建築一式のいずれか一方に全額算入する必要があります。いずれの一式工事業に算入するかについては、次表を参考に、具体的な専門工事の内容に応じて選択します。

例えば、とび・土工・コンクリート工事を一式工事業へ算入する場合、建築一式であれば少なくとも1件以上の建築系の工事が、土木一式であれば少なくとも1件以上の土木系の工事が必要です。

振替先の一式工事業	←	振替元の専門工事
土木一式工事	←	とび、石、タイル、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、水道施設（以上の専門工事は、専門工事相互の振替はできません。）
建築一式工事	←	大工、左官、とび、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体 （以上の専門工事は、専門工事相互の振替はできません。）

<<注意点>>

- I. 振替元・振替先いずれも申請時に**建設業の許可が必要**です。
- II. 振替元の業種の組み合わせは申請者が選べます。
- III. **振替元の業種は、経営事項審査を受けることができません。**
- IV. 振り替えをする場合は、土木一式と建築一式**それぞれに按分して一部振替はできません。**
- V. 振替の計算は、原則「【様式第1号】工事種類別完成工事高付表」を用いること。又は、
例外的に、一式工事の完工高欄外に、それぞれの振替高の記載をしてください。

【初めて経審を受ける場合】

・ 挙証資料として、決算終了後の変更届出書を2～3年分持参ください。

【決算期の変更を行った場合】

・ 決算期の変更等決算期間が12ヶ月未満の場合の完成工事高の計算方法

例：12月決算事業者が、令和6年6月30日に決算日を変更した場合

決算期：①…令和4年1月1日～令和4年12月31日 12ヶ月

②…令和5年1月1日～令和5年12月31日 12ヶ月

③…令和6年1月1日～令和6年6月31日 6ヶ月

⇒審査対象事業年度は、必ず12ヶ月で換算するため、

当期：令和5年7月～令和6年6月

前期：令和4年7月～令和5年6月とし、

当期の完成工事高は、③の完成工事高（6ヶ月分）に、②のうち令和5年7月～令和5年12月までの6ヶ月分（6ヶ月/12ヶ月）を加える。

$$\therefore \text{当期完成工事高} = \text{③} + \text{②} \times 6 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$$

前期の完成工事高は、②の完成工事高のうち、6か月分と①の完成工事高のうち、6か月分を加える。

$$\therefore \text{前期完成工事高} = \text{②} \times 6 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月} + \text{①} \times 6 \text{ヶ月} / 12 \text{ヶ月}$$

※上記計算式はそれぞれ余白に記入するか、別途様式を作成し提出してください。

※正確性を確認するため、取得ができるようであれば、分析機関に提出した「**換算報告書**」を別途提出してください。

※小数点以下はすべて切り捨ててください。

※前々期を算出する場合も同様に計算します。

【設立後初めて迎えた決算日を基準日として経審を受ける場合】

- ・別表一左欄の「審査事業年度の前審査対象事業年度…」の年数を、「自 00 年 00 月 至 00 年 00 月」と記載。
- ・別表一右欄の「審査事業年度」の始まりを「設立時の年月」、終わりを「決算日」で記載。

【決算終了後の変更届】

- ・工事経歴書は**税抜**で作成してください。
- ・決算関係書類（経営状況分析含む）は**税抜**で作成してください。

※令和 5 年 10 月以降、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として登録された者については、経営事項審査において、**課税事業者として扱います**ので、年間を通して税抜で工事経歴書・決算関係書類を作成してください。

技術職員名簿

審査基準日 令和6年6月30日の場合の例

氏名欄の記入に際しては、審査の際、職員が確認しやすいように「健康保険被保険者標準報酬決定通知書」の順に記入する。

項番 数 8 1 0 0 1 頁

監理技術者資格者証の番号を記入する。
下段に、講習修了番号を()書きで記入する。
* 審査基準日において有効であるもの

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		県庁 日出刀	S 49 年 4 月 2 日	50	8 2 0 1 1 1 3	1	0 9 2 3 0	2		第00020194051号 (0203-4101040010)	0	
2	○	土佐 次郎	S 38 年 5 月 2 日	61	8 2 0 1 0 0 2	2					30	
3		高知 健太	H 元 年 7 月 1 日	35	8 2 0 1 2 1 4	2	0 9 2 3 0	2			22	
4		安芸 史郎	H 元 年 7 月 2 日	34	8 2 0 1 2 1 2	2	0 5 2 1 2	2			0	
5	○	中村 花子	H 5 年 6 月 2 日	31	8 2 0 1 2 1 0	2	0 5 2 1 0	2			0	
6	↑		年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

審査対象年(当期事業年度開始の日の直前1年以内)に当社の技術職員(=技術職員名簿に掲載可能)となった者に○をする。

具体的には

- ・審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った者
- ・審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った者が該当する。

審査基準日(例: 令和6年6月30日)時点の満年齢を記入する。

※ 満年齢が上がるのは誕生日の前日であるため、35年目の誕生日が審査基準日の2日後以降の者が若年者となる。

アルファベットコードは使用しません。

申請する業種について、次の①～③の全てに該当する場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。

- ① 法第15条第2号イに該当するものであること(一級資格者相当)
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- ③ 法第26条の4から6の規定による講習を、審査基準日からさかのぼって5年以内に受講していること

技術職員のうち、審査基準日において在籍し、かつ審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係のある常勤の雇用者(役員を含む)、または高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく継続雇用制度対象者に該当する方が加算の対象。

技術者1名につき2業種まで申請可能(2業種の考え方)

- ・2資格から1業種ずつ選択(県庁日出刀のケース)
 - 一級土木施工管理技士(113) → 土木(01)
 - 二級管工事施工管理技士(230) → 管(09)
- ・1資格から2業種を選択(中村花子のケース)
 - 二級土木施工管理技士(214) → 土木(01)、とび(05)

※ 一人で同一業種を選択することは不可。

※ 全ての審査対象業種に対して技術者を配置しなくても構わない。

記載例の(株)県庁土木は、「舗装工事」、「水道施設工事」も審査対象業種ですが、その業種コードを選択していない。

※ 審査対象ではない業種の資格を保有していても、その資格は記入しない。審査対象外の業種の資格しかない者は、名簿に記入しない。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大土工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

様式第二十五号の十四別紙二

記載要領

- 1 この名簿は、 「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の3第2項第1号から第3号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2までとする。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 3 「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば 、12枚目であれば のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から1年以内に取得したCPD（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるCPD単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

【経審】業種別技術職員コード表

「5」・・・5点(技術職員区分：1級) 「4」・・・4点(技術職員区分：監理補佐) 「3」・・・3点(技術職員区分：基幹技能者) 「2」・・・2点(技術職員区分：2級)
 「1」・・・1点(技術職員区分：その他)
 「1※」・・・1点(実務経験3年) 「1○」・・・1点(実務経験5年)
 「1※」・・・1点(実務経験3年) 「1○」・・・1点(実務経験5年)は、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合に技術職員として認められます。

コード	業種	職種	建設業の種類																															
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
001	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
002	法第7条第2号 オ 該当(10年の実務経験)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 ヘ 該当(同号ロと同等以上)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
005	令第28条該当		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
111	1級建設機械施工管理技士		5	5					5	5																								
11F	1級建設機械施工管理技士補																																	
212	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)		2	2					2	2																								
21G	2級建設機械施工管理技士補 (第1種~第6種)																																	
113	1級土木施工管理技士		5	5		1※	5	5	5	1※		1※	5	5	1※	5	5			5	1※		1※		1※		5		1※	5				
11H	1級土木施工管理技士補					1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※		1※		1※		1※		1※	1※				
214	2級土木施工管理技士		2	2		1○	2	2	1○		1○	2	2	1○	2	2			1○	1○		1○		1○		1○		2		1○	2			
21J	2級土木施工管理技士補	種別 土 木 鋼構造物塗装 薬液注入				1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○			1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○				
215	2級土木施工管理技士					1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○			
21K	2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○			
216	2級土木施工管理技士					1○	2	2	1○	1○		1○		1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○		1○	1○				
21L	2級土木施工管理技士補					1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○				1○	1○		1○		1○		1○		1○		1○	1○			
120	1級建築施工管理技士				5	5	5	5	5	5		5	5	5	5				5	5	5	5	5	1※	5		5	1※	5		5	1※	5	
12C	1級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
221	2級建築施工管理技士	種別 建 築 軀 体 仕 上 げ	2	1○	1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	2	
222	2級建築施工管理技士			2	1○	2	2	1○	1○		2	2	2	2	1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	2
223	2級建築施工管理技士補			2	2	1○	1○	2	2		2		1○	2	2	2	2	2	1○	2		1○	1○	1○	1○		2	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○
127	1級電気工事施工管理技士									5																								
12E	1級電気工事施工管理技士補																																	
228	2級電気工事施工管理技士																																	
22F	2級電気工事施工管理技士補																																	
129	1級管工事施工管理技士										5		1※	1※	1※					1※	1※		1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
12G	1級管工事施工管理技士補												1※	1※	1※					1※	1※		1※	1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
230	2級管工事施工管理技士											2		1○	1○	1○				1○	1○		1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
23A	2級管工事施工管理技士補													1○	1○	1○				1○	1○		1○	1○		1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
131	1級電気通信工事施工管理技士																																	
13B	1級電気通信工事施工管理技士補																																	
232	2級電気通信工事施工管理技士																																	
23C	2級電気通信工事施工管理技士補																																	
133	1級造園施工管理技士					1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※					1※	1※		1※		5	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
13D	1級造園施工管理技士補					1※	1※	1※	1※		1※		1※	1※	1※					1※	1※		1※		1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※	
234	2級造園施工管理技士					1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○					1○	1○		1○		1○		2	1○	1○	1○	1○	1○	1○	
23E	2級造園施工管理技士補					1○	1○	1○	1○		1○		1○	1○	1○					1○	1○		1○		1○		1○		1○	1○	1○	1○	1○	
137	1級建築士			5	5				5		5	5	5																					
238	2級建築士			2	2				2		2																							
239	木造建築士			2																														
141	建設・総合技術監理(建設)		5	5				5	5		5																5							
142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)		5	5				5	5		5	5	5	5													5							
143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		5	5				5	5																									
144	電気電子・総合技術監理(電気電子)									5																	5							
145	機械・総合技術監理(機械)																											5						
146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)											5															5							
147	上下水道・総合技術監理(上下水道)												5																					
148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)												5															5	5					
149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		5	5				5	5																									
150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																																	
151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		5	5				5	5																			5						
152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)												5																					
153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)													5																				
154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)														5																			
155	第1種電気工事士												2																					
256	第2種電気工事士	[3年]											1																					
258	電気主任技術者(第1種~第3種)	[5年]												1																				
259	電気通信主任技術者	[5年]																																
265	給水装置工事主任技術者	[1年]																																
168	甲種消防設備士																																	2
169	乙種消防設備士																																	2

CPD単位取得数について

各技術者（※）のCPD単位は、取得した単位数を**そのまま記入するのではなく**、以下の算式で算出された数値を別紙二「技術職員名簿」、様式第4号に記入します。

（算式）

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{審査対象年（1年）に} \\ \text{CPD認定団体によって} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{右の別表の} \\ \text{CPD認定団体毎に} \\ \text{付されている数値} \end{array}} \times 30$$

（例1）土佐 次郎

審査対象年に「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」から28単位認定された。

（計算式） $28 \div 20 \times 30 = 42$ （単位）

1人当たり30単位が上限のため、30単位を記載する。

（例2）高知 健太

審査対象年に「一般財団法人建設業振興基金」から9単位認定された。

（計算式） $9 \div 12 \times 30 = 22$ （単位）

- ・ 小数点以下の端数が出る場合は、端数は切り捨てます。
- ・ 電卓で計算する際に生じる「.9999・・・」の循環小数は例外的に、切り上げて計算してください。
- ・ 技術者1人が使用できるCPD認定団体は1つまでで、複数の団体からCPDを認定されている場合でも、それらを**合算することはできません**。
- ・ 各技術者のCPDの単位の上限は30です。

※【技術者】

- 監理技術者になる資格を有する者
- 主任技術者になる資格を有する者
- 一級技士補及び二級技士補

● 審査対象業種の資格を有する技術者でCPD単位を取得している者
→ 別紙二「技術職員名簿」に記載

● 審査対象業種**以外**の資格を有する技術者でCPD単位を取得している者及び二級技士補
→ 様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」に記載

※資格を持っていない者については、CPD単位があっても記載できません。

別表

CPD認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研修センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

その他の審査項目 (社会性)

・従業員を1名でも雇用している場合、加入義務が生じます。
・日雇い労働者の方も、条件によっては加入義務が生じます。

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]

建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 7 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 8 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 9 3 5 2 (単位)

技能レベル向上者数 5 0 3 1 (人) 技能者数 9 10 3 (人) 控除対象者数 15 20 1 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 5 1 5 [1.えるぼし認定(4段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 5 2 4 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 3 2 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 4 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

個人事業者で、従業員が5人未満の場合は、「3.適用除外」を記入する。
健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、「3.適用除外」と記入する。
※審査基準日を含む建設国保保険料の領収書を提示して下さい。

個人事業者で、従業員が4人以下(5人未満)の場合は、「3.適用除外」を記入する。
従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての届出を行っている場合は「1」、行っていない場合は、「2」を記入する。

「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の発行がない場合は、「2.無」を記入する。

保険会社の保険証券については、①通勤災害、②後遺障害、③下請負人の全てを補償対象としていることが明記されていることを確認します。
明記されていない場合は、各保険会社からこれらを補償対象としている旨の証明書の発行を受け、提示して下さい。

技術職員名簿に記載されたCPD単位取得数と、別紙様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載されたCPD単位取得数と人数の合計を記載(小数点以下は切り捨て)

様式第5号「技術者名簿」に記載された各項目の該当人数を記載

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
5 (人)	2 (人)	40.0 (%)

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	20.0 (%)

技術者数 11 15 5 (人)

技能者数 9 10 3 (人) 控除対象者数 15 20 1 (人)

審査基準日において、各認定を取得している場合に、該当する番号を記載する。
※審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加算対象とならない。

・該当する場合は、様式第6号の誓約書を提出。

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 2 2 (年) [平成23年4月1日以降に民事再生法又は会社更生法の適用を申し立てた場合であって、手続開始決定から手続終了決定までの間は「1」を記入、その他の場合は、「2」を記入する。]

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
令和4年3月29日	年 月	

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 7 1 [1.有、2.無]

・審査基準日において、国、特殊法人又は地方公共団体等との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」と記入する。

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 8 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 9 2 [1.有、2.無]

・審査基準日時点の状況について、次の区分でそれぞれ記入する。
「1」…会計監理人を設置している場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明されている場合)
「2」…会計参与の設置を行なっている場合(会計参与報告書が作成されている場合)
「3」…下記の者(常勤)のいずれかが「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付けたものを提出している場合
・公認会計士(公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者)
・税理士(所属税理士会が認定する研修を受講した者)
・一級の登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日まで5年を経過していない者
・一級の登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日まで5年を経過していない者
「4」…上記以外

建設業の経理の状況

監査の受審状況 6 0 4 [1.会計監理人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 6 1 3 0 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 2 3 1 (人)

なお、「1」選択の場合は、有価証券報告書または監査証明書の写しを、「2」選択の場合は、会計参与報告書の写しの提出が必要。監査証明書と会計参与報告書の記載例は、後掲のものを参照してください。

・二級の登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日まで5年を経過していない者…合格証のみで可
・二級の登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日まで5年以上経過した者…審査基準日の属する年度の開始日から数えて5年前までに受講した二級の登録経理講習の受講証明もあわせて提出(例:R5.8.1合格のものはR11.3.31まで有効なので、R10年度経営までOK)

・「監査の受審状況」欄で「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入する。
それ以外の場合は、「0」を記入する。

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 3 3 0 (千円) 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 4 3 7 (台)

・建設機械抵当法に規定する建設機械のうち、ショベル掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、締固め用機械及び解体用機械について、次の確認書類を提示し、その台数を記入する。(「建設機械の保有状況」を添付して下さい。)
・審査基準日時点の所有が確認できる契約書(写)又は販売証明書を提示して下さい。
・リースの場合は、審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているリース契約書(自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7ヶ月以上使用の意思がある場合は、誓約欄に記入すれば加算対象となります。)を提示して下さい。
上記いずれかの契約書とセットで提示して下さい。

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 6 1 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 7 2 [1.有、2.無]

・特定自主検査記録表(写)(審査対象事業年度に検査を受けたもの)
・移動式クレーン検査証(写)(審査基準日有効期限内に含まれること)
・自動車検査証(写)(審査基準日有効期限内に含まれること)

審査基準日において、国際標準化機構又は(一財)持続性推進機構が定めた規格による認証・登録の有無を記入する。(登録範囲に建設業が含まれていない場合や一部の営業所等に限定されている場合は対象外。)

様式第二十五号の十四別紙三

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 8 「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 9 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。
- 11 「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下この23において「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。
- 12 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定（第1段階目）」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定（第2段階目）」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定（第3段階目）」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。
- 13 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場

- 合は「4」を記入すること。
- 14 **5** **3**「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 15 **5** **4**「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。
- 16 **5** **5**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 17 **5** **6**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **7**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 19 **5** **8**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 20 **5** **9**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 21 **6** **0**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 22 **6** **1**「公認会計士等の数」の欄は、第18条の3第3項第2号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの及び第18条の3第3項第2号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。
- 23 **6** **2**「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの又は第18条の3第3項第2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。
- 24 **6** **3**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 25 **6** **4**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。
- 26 **6** **5**「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合（認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、取得されていない場合は「2」を記入すること。
- 27 **6** **6**「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。
- 28 **6** **7**「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

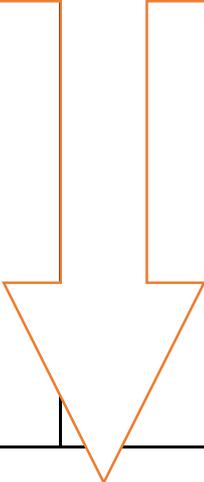
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。

第4 該当する場合に提出する書類の 記載要領

工事種別別完成工事高付表

申請者 _____

審査対象建設業	完成工事高
<p data-bbox="336 969 1310 1205">下の(注)のとおり、本様式を使用する必要があるのは、別紙1「工事種別別完成工事高」において、(1)、(2)の申し出をしようとする事業者に限られます。(23頁 業種間の振替) これらを希望しない事業者は、提出する必要のない書類になりますので、ご承知おきください。</p> 	

注) 申請書のうち次の申し出をしようとする者については、その申し出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

令和×年×月×日

〇〇株式会社 取締役会御中

〇〇 監査法人

公認会計士 〇〇〇〇 印

当監査法人は、会社法第436号第2項第1号（金融商品取引法第193条の2）の規定に基づく監査証明を行うため、〇〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当該監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

①無限定適正意見の文例

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

②限定付適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

③不適正意見の文例

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従えば・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、当期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、上記の除外事項が計算書類及び附属明細書に与える影響の重要性にかんがみ、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況を適正に表示していないものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計参与報告

〇〇株式会社 会計参与 〇〇〇〇 印

- 1 私と〇〇株式会社は、会計参与の職務の実施に関して下記の合意をした。
 - (1) 会社は私に対し、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）作成のための情報を適時に提供し、私は会社の業務、現況十分理解して取締役と共同して計算関係書類を作成すること
 - (2) 会社は申述書を私に提出すること
 - (3) 私が業務上知り得た会社及びその関係者の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないこと。
 - (4) 計算関係書類及び会計参与報告の閲覧・交付の請求に当たっては、株主及び債権者に対し、あらかじめ会社に閲覧・交付の請求をすることが必要である旨を明らかにする適切な方法を会社が講ずること

- 2 私が〇〇株式会社の経理担当の取締役の〇〇〇〇氏と共同して作成した書類
〇〇株式会社の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの第×期事業年度の計算関係書類。

- 3 計算関係書類の作成のための基本となる事項
 - (1) 試算の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

- 4 計算関係書類の作成のために用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法は次のとおりである。
総勘定元帳、各種補助簿、棚卸表等
総勘定元帳等は取締役の責任で作成し、私は「会計参与の行動指針」に従って取締役と共同して計算関係書類を作成した。

- 5 計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果
不良資産、陳腐化棚卸資産についての報告を聴取した結果、これらについては適切な処理が行われており、また簿外債務はない旨の回答を得た。また調査を実施すべき事態は生じなかった。

- 6 私が計算関係書類の作成に際して取締役〇〇〇〇氏及びその補助者である経理部門担当者と協議した主な事項は次のとおりである。
研究開発費の会計処理
有価証券の時価評価の方法

監査の受審状況における経理処理の適正を確認した書類として使用する。

経理処理の適正を確認した旨の書類

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期の期間と期を記入する。

私は、建設業法施行規則第18条の2第5項第2号の規定に基づく確認を行うため、
.....の令和 年 月 日から令和 年 月 日までの
第 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等
変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の
基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理
に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

- 以下の資格を持つ者が記入する。
- ① 公認会計士（公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者）
 - ② 税理士（所属税理士会が認定する研修を受講した者）
 - ③ 1級の登録経理試験に合格した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者
 - ④ 1級の登録経理講習を受講した翌年度の開始の日から審査基準日までに5年を経過していない者

商号又は名称
所属・役職

氏 名
(自筆による手書き)

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	<p>残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。</p>
金銭債権	<p>営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。</p> <p>受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。</p>
貸倒損失 貸倒引当金	<p>法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。</p> <p>取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。</p>
有価証券	<p>有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。</p> <p>売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。</p> <p>市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。</p> <p>時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。</p>

	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。

金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。

	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益・工事原価	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。

	<p>分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p> <p>JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。</p>
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p>
	<p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p> <p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	南国 一郎	S 49年 4月 1日	8
<p>・別紙二に記載されていない、審査対象外の資格しか保有していない者 ・二級技士の一次検定試験に合格した者(二級技士補)</p> <p>上記でCPD単位を取得している者のみ記載する。 該当者が無い場合には提出不要。</p>		<p>CPD認定単位を各認定団体の定数で除し、30を乗じた数を記載する。 上限は30とし、計算結果が30を超えた場合は30とする。(小数点第一位切り捨て)</p>	
<p>・別紙二の技術職員と同様に、常勤性や恒常的雇用の確認資料の確認を行います。</p>			
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			8
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			52
CPD単位総計 (①+②)			60

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 5年 7月 1日から令和 6年 6月30日までの期間に発注者から直接請け負った建設工事について、以下のとおり、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施していることを誓約します。 **審査基準日以前1年**

また、建設業法第27条の26第1項に基づき国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、ccusの活用状況を加点対象とする。

不要なものに取消線「高知県」を追加

—地方整備局長
北海道開発局長

高知県知事 殿

令和 6年 12月 18日

- ① ccus上での現場・契約情報の登録
 - ② 建設工事に従事する者が、就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等でccus上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
- 以上①～③のすべてを満たしていることが要件

建設キャリアアップシステム事業者ID

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	1	1	D
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住所 高知市丸ノ内1-1-20
商号又は氏名 (株) 県庁土木
代表者氏名 県庁 日出刀

申請区分 **1** (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		10件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		10件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

その他の審査項目「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」における審査対象工事

①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

① 日本国内以外の工事

② 建設業法施行令で定める軽微な工事

(工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事。
建築一式工事のうち面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事)

③ 災害応急工事

(防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事)

(別添様式)

許可番号 高知県知事許可(般-特)第 5963号

令和 6年12月18日

審査基準日ではなく、経審を受ける日
を入力してください。

高知県知事 様

主たる事務所の所在地 高知市丸ノ内1-1-20
商号又は名称 (株) 県庁土木
代表者氏名 県庁 日出刀

申 立 書

私(当社)が、令和 6年12月18日付けで提出した経営事項審査申請書に記載している次の者は、75歳以上(65歳から74歳で一定の傷害があることについて広域連合の認定を受けた者を含む。)の後期高齢者であるため被用者を対象とした社会保険には加入できませんが、当社に常勤で勤務しており、かつ、健康状態等について担当業務を行うについて支障がないものであることに相違ないことを申し立てます。

記

(該当者は次のとおりです。)

氏 名	生年月日	年 齢
佐川 太郎	昭和19年4月24日	80歳

・別紙2「技術職員名簿」、様式第5号「技能者名簿」に記載の者のうち、**審査基準日時点で75歳以上の者を記載してください。**

(別添様式)

審査基準日:令和6年6月30日の場合

許可番号 39-(般・特-1)5963

商号又は名称 (株)県庁土木

「建設機械の種類」の下にカッコ書きで、記載要領の備考に掲げる建設機械の種類に応じ、自重、バケット容量、つり上げ荷重、車両の種類(タイヤローラー等)又は作業床高を記入して下さい。

建設機械の保有状況

Table with 7 columns: 通番, 建設機械の種類(種別又は規格), メーカー名, 取得日又はリース期間, 所有又はリースの別, 特定自主検査実施年月日, 又は有効期間満了日. Includes rows 1-15 and various annotations.

リース(レンタル)契約書において審査基準日から1年7ヵ月以上の契約期間が定められていない建設機械(上記3番)については、自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7ヵ月以上の期間使用することを誓約します。

令和6年12月18日

注:建設機械の保有状況の上限は「15台」までなので、それ以上記載しても点数には一切反映されません。ご了承ください。

商号又は名称 (株)県庁土木

代表者名 代表取締役 県庁日出刀

※記載要領

- 1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、ダンプ車のいずれかを記入すること。
2 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
3 リースで自動更新条項を適用し、審査基準日から1年7ヵ月以上使用する場合は、誓約欄に記入すること。

*備考(評価対象となる建設機械)

ブルドーザー:自重3t以上、トラクターショベル:バケット容量が0.4m3以上、移動式クレーン:つり上げ荷重3t以上、ダンプ車:自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供されるもの、モーターグレーダー:自重5t以上のもの、締固め用機械:「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」「ハンドガイドローラー」、解体用機械:「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」高所作業車:作業床の高さが2m以上

第5 特殊な経審

企業が合併したときや、新しく法人を設立したときなど、建設業許可事業者の経営形態等が変化した場合にはそれぞれ対応する経審があります。

なお、以下に列挙する例は、あくまで、特に事例が多いものに限ってあり、特殊な経審のすべてを網羅したものではありませんので、予めご了承ください。また、これらの経審を受審される際には、確認資料の追加や受審時の留意事項があることをご注意のうえ、審査職員による資料準備もあることから、事前の申し出とご連絡をお願いいたします。

1 合併時経審（処理区分「02」「11」）

合併時経審は、国土交通省総合政策局建設業課長通知「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（国総建第309号、平成20年3月10日付け）」に基づいて実施されます。詳しくは、https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.htmlにてご確認ください。

なお、合併時経審は、必ず受審をしなければならないものではなく、希望する場合に受審するものですので、そのまま、存続する会社の決算日を審査基準日として受審することも可能です（合併後最初の事業年度に係る経審。処理区分「02」「10」）。ただし、提出書類（3）については、この場合においても必要です。

(1) 審査基準日について

吸収合併の場合…合併期日

新設合併の場合…新規会社設立の日である合併登記の日

(2) 営業年数の考え方

吸収合併の場合…吸収した会社の営業年数

新設合併の場合…消滅する会社同士の平均

(3) 合併時経審において追加で必要となる資料について

- ・合併契約書の写し
- ・合併期日や合併登記の日のわかる商業登記簿謄本の写し
- ・修正財務諸表
- ・修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明
- ・消滅会社との合算を行った決算終了後の変更届出書を新規作成。2～3年分
- ・消滅会社から転籍してきた技術者等の雇用状況がわかる資料（賃金台帳、標準報酬月額決定通知書等）

2 譲渡時経審（処理区分「02」「13」）

譲渡時経審は、国土交通省総合政策局建設業課長通知「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（国総建第311号、平成20年3月10日付け）」に基づいて実施されます。詳しくは、https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.htmlにてご確認ください。

なお、譲渡時経審は、必ず受審をしなければならないものではなく、希望する場合に受審するものですので、そのまま、通常どおり、事業を承継する会社の決算日を審査基準日として受審することも可能です（譲渡後最初の事業年度に係る経審。処理区分「02」「12」）。ただし、提出書類（3）については、この場合においても必要です。

注意点として、譲渡された側と譲渡した側の双方が、各々建設業許可を保有し、双方が入札参加資格を得ようとする場合等には、譲渡時経審を同時に受審しなければなりません。

(1) 審査基準日について

新規に設立した法人に譲渡する場合・・・当該法人の設立登記日

それ以外の場合・・・譲渡日以降、譲渡を受けた側に新たな経営実態が備わっていると認められる日

(2) 営業年数の考え方

新規に設立した法人に譲渡する場合・・・譲り渡した側の営業年数

それ以外の場合・・・譲り受けた側の営業年数

(3) 譲渡時経審において追加で必要となる資料について

- ・事業譲渡契約書の写し
- ・(新規設立の場合のみ) 法人設立の日のわかる商業登記簿謄本の写し
- ・修正財務諸表
- ・修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明
- ・譲渡の相手方の会社との差し引きを行った決算終了後の変更届出書を新規作成。2～3年分
- ・譲渡の相手方の会社から転籍してきた技術者等の雇用状況がわかる資料（賃金台帳、標準報酬月額決定通知書等）

3 分割時経審（処理区分「02」「19」）

分割時経審は、国土交通省総合政策局建設業課長通知「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について（国総建第313号、平成20年3月10日付け）」に基づいて実施されます。詳しくは、https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000162.htmlにてご確認ください。

なお、分割時経審は、必ず受審をしなければならないものではなく、希望する場合に受審するものですので、そのまま、通常どおり、建設業許可を保持する会社の決算日を審査基準日として受審することも可能です（分割後最初の事業年度に係る経審。処理区分「02」「18」）。ただし、提出書類（3）については、この場合においても必要です。

また、注意点として、会社分割により事業を切り離す会社（以下「分割会社」という）と分割会社から事業を承継した会社（以下、吸収分割においては「承継会社」、新設分割においては「新設会社」という）の双方が、各々建設業許可を保有し、双方が入札参加資格を得ようとする場合等には、分割時経審を同時に受審しなければなりません。

(1) 審査基準日について

吸収分割の場合・・・分割契約書上分割期日の定めがあり、その日において新会社としての実態を備えると認められる場合には分割期日、その他の場合には分割登記の日

新設分割の場合・・・分割会社が、新設会社に建設業を譲るか、又は分割会社において保持し続けるかによって異なります。

i. 新設会社が建設業を承継：設立の日である分割登記の日

ii. 分割会社が建設業を保持：分割計画書上分割期日の定めがあり、かつ、分割期日において新会社としての実態を備えると認められる場合には分割期日、その他の場合には分割登記の日

(2) 営業年数の考え方

分割会社の分割前の営業年数（分割会社が複数ある場合については、全ての分割会社の分割前の営業年数の算術平均により得た値）

(3) 分割時経審において追加で必要となる資料について

- ・分割契約書（吸収分割）又は分割計画書（新設分割）の写し
- ・分割登記のある商業登記簿謄本の写し
- ・修正財務諸表
- ・修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明
- ・分割時点での決算終了後の変更届出書を2～3年分新たに作ってください
- ・承継会社又は新設会社、及び分割会社における技術者等の雇用状況がわかる資料（賃金台帳、標準報酬月額決定通知書等）

4 設立時経審（処理区分「04」「20」）

会社を設立したばかりで、未だ決算日が到来していない事業者についても、その設立年月日を審査基準日として経審を受審することが可能です。

ただし、これまで許可を取得せずに企業活動をしてきた場合には、設立時経審ではなく、通常どおり、直近に終了した事業年度の終了日を基準日として、経審の受審ができます。その際の基準日は、許可取得以前の年月日でも支障ありません。

(1) 持参書類

- ・建設業許可申請書一式（商業登記簿謄本の写し等を確認します）

(2) 各申請用紙の主な記載方法

i. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

- ・項番 04 審査基準日は、会社設立年月日（許可取得日ではない）
- ・項番 06 処理の区分は「04」「20」

ii. 工事種類別完成工事高

- ・別表一左欄の「審査事業年度の前審査対象事業年度・・・」の年数を、「自 00年 00月 至 00年 00月」と記載。
- ・別表一右欄の「審査事業年度」の始まりを、「会社設立年月」、終わりを、「至 00年 00月」と記載。
- ・計算基準の区分は、2年平均「1」を記載。
- ・完工高はないので、完工高はいずれも「0」で記入。

iii. 技術職員名簿

- ・会社設立日で判断するため、0人。頁数に「001」の記載のみで終了。

5 法人成り経審（処理区分「02」）

個人事業主から法人になった際、個人事業主時代の入札参加資格を承継するには、法人としての経営事項審査を求めます。

(1) 審査基準日について

法人登記日とする

(2) 営業年数の考え方

個人を廃業し、法人として許可を取得した場合であっても、事前認可を行った場合においても、個人事業主時代の営業年数が引き継がれる。

(3) 法人成り経審において追加で必要となる資料について

- ・法人成りに伴い受けた建設業の許可通知書
- ・法人成り時点から遡って1年間の年間完成工事高（決算終了後の変更届出書規則様式第2号を新たに作ってください）
- ・分割時点での直前3年の工事施工金額（決算終了後の変更届出書規則様式第3号を新たに作ってください）
- ・経営状況分析機関に提出した換算表

第6 審査結果・再審査について

1 審査結果の通知

(1) 経営状況分析結果通知

登録経営状況分析機関は、経営状況の分析を終了したときに、申請者に分析結果を記載した「経営状況分析結果通知書」を郵送します。

(2) 経営事項審査結果通知

高知県知事又は国土交通大臣は経営規模、経営状況、技術力、社会性等の審査結果を総合して経営事項審査の総合評点を算定し、申請者へ「経営規模等結果通知書・総合評定値通知書」を郵送します。

また、高知県土木部土木政策課（県庁本庁舎6階）許可閲覧所では高知県知事許可の県内全業者を、各土木事務所では管轄区域の業者の結果を公表します。

※ 審査結果通知の際に、完成工事高と技術職員数値の相関分析を行っています。技術職員一人あたりの完成工事高が一定額以上の場合は、申請内容を精査するため、必要な報告又は資料の提出を求めることがありますのでご協力下さい。

2 書類の保存

公共工事の入札参加資格審査申請をするときに、「経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書」、「経営状況分析結果通知書」、各申請書類の控えの写し等の提出を求められる場合があります。

また、経営事項審査（経営状況分析を含む）の申請の際に、前回の申請書類の提示を求めることがありますので、関係書類の保存には十分留意して下さい。

3 経営規模等評定結果通知書・総合評定値通知書の原本証明

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は再発行できません。

紛失等の場合は、原本証明の通知書を発行できますので、申請書に高知県収入証紙420円分を添えて、土木政策課まで申請して下さい。

なお、来庁する場合には、事前にご連絡下さい。

4 再審査の申立

経営事項審査（経営状況分析を含む）の結果について異議のある建設業者は、結果の通知を受けた日から30日以内に、再審査を申し立てることができます。

5 経営事項審査の受け直し

結果通知書発送後、経営事項審査の受け直し（業種の申請漏れ、ISO9001等の申請漏れ等による）については、結果通知書の不正利用を防止するという観点から、原則認めていませんが、以下の場合をすべて満たす場合に限り、土木政策課内で協議を行い、やむを得ないと認められる時に、受け直すことが可能です。

- i : 当該結果通知書発行日から起算して1ヶ月以内であること。
- ii : 入札参加資格の決定通知において、当該経営結果を用いた経営点の計上がされていないこと。
- iii : 当該経営結果通知書や押印済み審査書類を、入札・契約に際して官公庁に提示していないこと。

上記 i~iii までを満たし、受け直しを希望する場合には、土木政策課の経審担当者までご連絡ください。なお、再審査ではありませんので、再度手数料を納付していただきます。

なお、受け直しにあたり、既に申請済みの経審については、取り下げという扱いとします。

また、経審の受け直しにあたっては、すでに送付済みの結果通知書の返還及び押印済みの副本の提出が必要です。これらの紛失、破損及び必須書類の落丁等があった場合、受け直しを認めません。加えて、**すでに申請済みの経審についての正本、申請手数料は返還しません**。

第 7 経審の評定計算について

経営事項審査の総合評定値（P）は、以下の数式によって導かれます。

$$P = X_1 \times 0.25 + X_2 \times 0.15 + Y \times 0.20 + Z \times 0.25 + W \times 0.15$$

X₁ ……工事種類別年間平均完成工事高

X₂ ……自己資本額・平均利益額

Y ……経営状況分析

Z ……技術職員・工事種類別年間平均元請完成工事高

W ……その他社会性

次頁以降において、上記の数式における X₁、X₂、Z、W のそれぞれの対応表や計算方法を記載します。

なお、上記の数式における Y 点（経営状況分析）については、経営状況分析機関から送付された、経営状況分析結果通知書に記載のある「経営状況分析結果（Y）」を用いてください。

1 X₁ 工事種類別年間平均完成工事高

X₁の値については、申請する業種の直前2年又は3年の年間平均完成工事高を次の表に当てはめ算出する。

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評点 (X ₁) (年間平均完成工事高の単位：千円)			
1,000億円以上		2,309			
800億円以上	1,000億円未満	114 ×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 +	1,739
600億円以上	800億円未満	101 ×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000,000 +	1,791
500億円以上	600億円未満	88 ×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 +	1,566
400億円以上	500億円未満	89 ×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 +	1,561
300億円以上	400億円未満	89 ×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000,000 +	1,561
250億円以上	300億円未満	75 ×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 +	1,378
200億円以上	250億円未満	76 ×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 +	1,373
150億円以上	200億円未満	76 ×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000,000 +	1,373
120億円以上	150億円未満	64 ×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000,000 +	1,281
100億円以上	120億円未満	62 ×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 +	1,165
80億円以上	100億円未満	64 ×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 +	1,155
60億円以上	80億円未満	50 ×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000,000 +	1,211
50億円以上	60億円未満	51 ×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 +	1,055
40億円以上	50億円未満	51 ×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 +	1,055
30億円以上	40億円未満	50 ×	(年間平均完成工事高) ÷	1,000,000 +	1,059
25億円以上	30億円未満	51 ×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 +	903
20億円以上	25億円未満	39 ×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 +	963
15億円以上	20億円未満	36 ×	(年間平均完成工事高) ÷	500,000 +	975
12億円以上	15億円未満	38 ×	(年間平均完成工事高) ÷	300,000 +	893
10億円以上	12億円未満	39 ×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 +	811
8億円以上	10億円未満	38 ×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 +	816
6億円以上	8億円未満	25 ×	(年間平均完成工事高) ÷	200,000 +	868
5億円以上	6億円未満	25 ×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 +	793
4億円以上	5億円未満	34 ×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 +	748
3億円以上	4億円未満	42 ×	(年間平均完成工事高) ÷	100,000 +	716
2億5千万円以上	3億円未満	24 ×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 +	698
2億円以上	2億5千万円未満	28 ×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 +	678
1億5千万円以上	2億円未満	34 ×	(年間平均完成工事高) ÷	50,000 +	654
1億2千万円以上	1億5千万円未満	26 ×	(年間平均完成工事高) ÷	30,000 +	626
1億円以上	1億2千万円未満	19 ×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 +	616
8,000万円以上	1億円未満	22 ×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 +	601
6,000万円以上	8,000万円未満	28 ×	(年間平均完成工事高) ÷	20,000 +	577
5,000万円以上	6,000万円未満	16 ×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 +	565
4,000万円以上	5,000万円未満	19 ×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 +	550
3,000万円以上	4,000万円未満	24 ×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 +	530
2,500万円以上	3,000万円未満	13 ×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 +	524
2,000万円以上	2,500万円未満	16 ×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 +	509
1,500万円以上	2,000万円未満	20 ×	(年間平均完成工事高) ÷	5,000 +	493
1,200万円以上	1,500万円未満	14 ×	(年間平均完成工事高) ÷	3,000 +	483
1,000万円以上	1,200万円未満	11 ×	(年間平均完成工事高) ÷	2,000 +	473
	1,000万円未満	131 ×	(年間平均完成工事高) ÷	10,000 +	397

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 X₂ 自己資本額・平均利益額

X₂の値については、次の式により算出する。

$$X_2 = (\text{評点 (ア) の点数} + \text{評点 (イ) の点数}) \div 2$$

(ア 自己資本額の点数)

自己資本の額又は平均自己資本額		評点 (ア) (自己資本額の単位：千円)			
3,000 億円 以上		2,114			
2,500 億円 以上	3,000 億円 未満	63 ×	(自己資本額)	÷	50,000,000 + 1,736
2,000 億円 以上	2,500 億円 未満	73 ×	(自己資本額)	÷	50,000,000 + 1,686
1,500 億円 以上	2,000 億円 未満	91 ×	(自己資本額)	÷	50,000,000 + 1,614
1,200 億円 以上	1,500 億円 未満	66 ×	(自己資本額)	÷	30,000,000 + 1,557
1,000 億円 以上	1,200 億円 未満	53 ×	(自己資本額)	÷	20,000,000 + 1,503
800 億円 以上	1,000 億円 未満	61 ×	(自己資本額)	÷	20,000,000 + 1,463
600 億円 以上	800 億円 未満	75 ×	(自己資本額)	÷	20,000,000 + 1,407
500 億円 以上	600 億円 未満	46 ×	(自己資本額)	÷	10,000,000 + 1,356
400 億円 以上	500 億円 未満	53 ×	(自己資本額)	÷	10,000,000 + 1,321
300 億円 以上	400 億円 未満	66 ×	(自己資本額)	÷	10,000,000 + 1,269
250 億円 以上	300 億円 未満	39 ×	(自己資本額)	÷	5,000,000 + 1,233
200 億円 以上	250 億円 未満	47 ×	(自己資本額)	÷	5,000,000 + 1,193
150 億円 以上	200 億円 未満	57 ×	(自己資本額)	÷	5,000,000 + 1,153
120 億円 以上	150 億円 未満	42 ×	(自己資本額)	÷	3,000,000 + 1,114
100 億円 以上	120 億円 未満	33 ×	(自己資本額)	÷	2,000,000 + 1,084
80 億円 以上	100 億円 未満	39 ×	(自己資本額)	÷	2,000,000 + 1,054
60 億円 以上	80 億円 未満	47 ×	(自己資本額)	÷	2,000,000 + 1,022
50 億円 以上	60 億円 未満	29 ×	(自己資本額)	÷	1,000,000 + 989
40 億円 以上	50 億円 未満	34 ×	(自己資本額)	÷	1,000,000 + 964
30 億円 以上	40 億円 未満	41 ×	(自己資本額)	÷	1,000,000 + 936
25 億円 以上	30 億円 未満	25 ×	(自己資本額)	÷	500,000 + 909
20 億円 以上	25 億円 未満	29 ×	(自己資本額)	÷	500,000 + 889
15 億円 以上	20 億円 未満	36 ×	(自己資本額)	÷	500,000 + 861
12 億円 以上	15 億円 未満	27 ×	(自己資本額)	÷	300,000 + 834
10 億円 以上	12 億円 未満	21 ×	(自己資本額)	÷	200,000 + 816
8 億円 以上	10 億円 未満	24 ×	(自己資本額)	÷	200,000 + 801
6 億円 以上	8 億円 未満	30 ×	(自己資本額)	÷	200,000 + 777
5 億円 以上	6 億円 未満	18 ×	(自己資本額)	÷	100,000 + 759
4 億円 以上	5 億円 未満	21 ×	(自己資本額)	÷	100,000 + 744
3 億円 以上	4 億円 未満	27 ×	(自己資本額)	÷	100,000 + 720
2億5千万円 以上	3 億円 未満	15 ×	(自己資本額)	÷	50,000 + 711
2 億円 以上	2億5千万円 未満	19 ×	(自己資本額)	÷	50,000 + 691
1億5千万円 以上	2 億円 未満	23 ×	(自己資本額)	÷	50,000 + 675
1億2千万円 以上	1億5千万円 未満	16 ×	(自己資本額)	÷	30,000 + 664
1 億円 以上	1億2千万円 未満	13 ×	(自己資本額)	÷	20,000 + 650
8,000 万円 以上	1 億円 未満	16 ×	(自己資本額)	÷	20,000 + 635
6,000 万円 以上	8,000 万円 未満	19 ×	(自己資本額)	÷	20,000 + 623
5,000 万円 以上	6,000 万円 未満	11 ×	(自己資本額)	÷	10,000 + 614
4,000 万円 以上	5,000 万円 未満	14 ×	(自己資本額)	÷	10,000 + 599
3,000 万円 以上	4,000 万円 未満	16 ×	(自己資本額)	÷	10,000 + 591
2,500 万円 以上	3,000 万円 未満	10 ×	(自己資本額)	÷	5,000 + 579
2,000 万円 以上	2,500 万円 未満	12 ×	(自己資本額)	÷	5,000 + 569
1,500 万円 以上	2,000 万円 未満	14 ×	(自己資本額)	÷	5,000 + 561
1,200 万円 以上	1,500 万円 未満	11 ×	(自己資本額)	÷	3,000 + 548
1,000 万円 以上	1,200 万円 未満	8 ×	(自己資本額)	÷	2,000 + 544
	1,000 万円 未満	223 ×	(自己資本額)	÷	10,000 + 361

注1：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：自己資本額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

(イ 平均利益額の点数)

平均利益額		評点 (イ) (平均利益額の単位：千円)			
300 億円 以上		2,447			
250 億円 以上	300 億円 未満	134 ×	(平均利益額)	÷	5,000,000 + 1,643
200 億円 以上	250 億円 未満	151 ×	(平均利益額)	÷	5,000,000 + 1,558
150 億円 以上	200 億円 未満	175 ×	(平均利益額)	÷	5,000,000 + 1,462
120 億円 以上	150 億円 未満	123 ×	(平均利益額)	÷	3,000,000 + 1,372
100 億円 以上	120 億円 未満	93 ×	(平均利益額)	÷	2,000,000 + 1,306
80 億円 以上	100 億円 未満	104 ×	(平均利益額)	÷	2,000,000 + 1,251
60 億円 以上	80 億円 未満	122 ×	(平均利益額)	÷	2,000,000 + 1,179
50 億円 以上	60 億円 未満	70 ×	(平均利益額)	÷	1,000,000 + 1,125
40 億円 以上	50 億円 未満	79 ×	(平均利益額)	÷	1,000,000 + 1,080
30 億円 以上	40 億円 未満	92 ×	(平均利益額)	÷	1,000,000 + 1,028
25 億円 以上	30 億円 未満	54 ×	(平均利益額)	÷	500,000 + 980
20 億円 以上	25 億円 未満	60 ×	(平均利益額)	÷	500,000 + 950
15 億円 以上	20 億円 未満	70 ×	(平均利益額)	÷	500,000 + 910
12 億円 以上	15 億円 未満	48 ×	(平均利益額)	÷	300,000 + 880
10 億円 以上	12 億円 未満	37 ×	(平均利益額)	÷	200,000 + 850
8 億円 以上	10 億円 未満	42 ×	(平均利益額)	÷	200,000 + 825
6 億円 以上	8 億円 未満	48 ×	(平均利益額)	÷	200,000 + 801
5 億円 以上	6 億円 未満	28 ×	(平均利益額)	÷	100,000 + 777
4 億円 以上	5 億円 未満	32 ×	(平均利益額)	÷	100,000 + 757
3 億円 以上	4 億円 未満	37 ×	(平均利益額)	÷	100,000 + 737
2億5千万円 以上	3 億円 未満	21 ×	(平均利益額)	÷	50,000 + 722
2 億円 以上	2億5千万円 未満	24 ×	(平均利益額)	÷	50,000 + 707
1億5千万円 以上	2 億円 未満	27 ×	(平均利益額)	÷	50,000 + 695
1億2千万円 以上	1億5千万円 未満	20 ×	(平均利益額)	÷	30,000 + 676
1 億円 以上	1億2千万円 未満	15 ×	(平均利益額)	÷	20,000 + 666
8,000 万円 以上	1 億円 未満	16 ×	(平均利益額)	÷	20,000 + 661
6,000 万円 以上	8,000 万円 未満	19 ×	(平均利益額)	÷	20,000 + 649
5,000 万円 以上	6,000 万円 未満	12 ×	(平均利益額)	÷	10,000 + 634
4,000 万円 以上	5,000 万円 未満	12 ×	(平均利益額)	÷	10,000 + 634
3,000 万円 以上	4,000 万円 未満	15 ×	(平均利益額)	÷	10,000 + 622
2,500 万円 以上	3,000 万円 未満	8 ×	(平均利益額)	÷	5,000 + 619
2,000 万円 以上	2,500 万円 未満	10 ×	(平均利益額)	÷	5,000 + 609
1,500 万円 以上	2,000 万円 未満	11 ×	(平均利益額)	÷	5,000 + 605
1,200 万円 以上	1,500 万円 未満	7 ×	(平均利益額)	÷	3,000 + 603
1,000 万円 以上	1,200 万円 未満	6 ×	(平均利益額)	÷	2,000 + 595
	1,000 万円 未満	78 ×	(平均利益額)	÷	10,000 + 547

注1：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2：平均利益額が0円に満たない場合は、0円とみなす。

3 Z 技術職員・工事種類別年間平均元請完成工事高

Zの値については、次の式により算出する。

$$Z = \{ (\text{アの点数}) \times 0.8 \} + \{ (\text{イの点数}) \times 0.2 \}$$

(ア 技術職員数の点数)

技術職員数値		評点 (ア)			
15,500 以上		2,335			
11,930 以上	15,500 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	3,570 +	2,065
9,180 以上	11,930 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	2,750 +	1,998
7,060 以上	9,180 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	2,120 +	1,939
5,430 以上	7,060 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	1,630 +	1,876
4,180 以上	5,430 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	1,250 +	1,808
3,210 以上	4,180 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	970 +	1,747
2,470 以上	3,210 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	740 +	1,686
1,900 以上	2,470 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	570 +	1,624
1,460 以上	1,900 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	440 +	1,558
1,130 以上	1,460 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	330 +	1,488
870 以上	1,130 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	260 +	1,434
670 以上	870 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	200 +	1,367
510 以上	670 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	160 +	1,318
390 以上	510 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	120 +	1,247
300 以上	390 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	90 +	1,183
230 以上	300 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	70 +	1,119
180 以上	230 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	50 +	1,040
140 以上	180 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	40 +	984
110 以上	140 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	30 +	907
85 以上	110 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	25 +	860
65 以上	85 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	20 +	810
50 以上	65 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	15 +	742
40 以上	50 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	10 +	633
30 以上	40 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	10 +	633
20 以上	30 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	10 +	636
15 以上	20 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	5 +	508
10 以上	15 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	5 +	511
5 以上	10 未満	63 ×	(技術職員数値) ÷	5 +	509
	5 未満	62 ×	(技術職員数値) ÷	5 +	510

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

なお、上表における技術職員数値は、以下の表を用いて求める。また、経審業種別技術職員コード表においても、同様の点数の記載があるため、それを参照してもよい。

(技術職員数値)

1級技術者		基幹技能者・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者	2級技術者・技能士1級・国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者	その他
監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習受講	左記以外			
1名につき、6点	同5点	同3点	同2点	同1点

(イ 工事種別年間平均元請完成工事高の点数)

許可を受けた建設業に係る建設工事の 種別年間平均元請完成工事高		評点 (イ) (年間平均元請完成工事高の単位：千円)			
1,000 億円 以上		2,865			
800 億円 以上	1,000 億円 未満	119	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000,000 + 2,270
600 億円 以上	800 億円 未満	145	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000,000 + 2,166
500 億円 以上	600 億円 未満	87	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 2,079
400 億円 以上	500 億円 未満	104	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,994
300 億円 以上	400 億円 未満	126	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000,000 + 1,906
250 億円 以上	300 億円 未満	76	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,828
200 億円 以上	250 億円 未満	90	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,758
150 億円 以上	200 億円 未満	110	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000,000 + 1,678
120 億円 以上	150 億円 未満	81	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	3,000,000 + 1,603
100 億円 以上	120 億円 未満	63	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,549
80 億円 以上	100 億円 未満	75	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,489
60 億円 以上	80 億円 未満	92	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000,000 + 1,421
50 億円 以上	60 億円 未満	55	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,367
40 億円 以上	50 億円 未満	66	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,312
30 億円 以上	40 億円 未満	79	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	1,000,000 + 1,260
25 億円 以上	30 億円 未満	48	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,209
20 億円 以上	25 億円 未満	57	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,164
15 億円 以上	20 億円 未満	70	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	500,000 + 1,112
12 億円 以上	15 億円 未満	50	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	300,000 + 1,072
10 億円 以上	12 億円 未満	41	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 1,026
8 億円 以上	10 億円 未満	47	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 996
6 億円 以上	8 億円 未満	57	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	200,000 + 956
5 億円 以上	6 億円 未満	36	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 911
4 億円 以上	5 億円 未満	40	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 891
3 億円 以上	4 億円 未満	51	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	100,000 + 847
2億5千万円 以上	3 億円 未満	30	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 820
2 億円 以上	2億5千万円 未満	35	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 795
1億5千万円 以上	2 億円 未満	45	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	50,000 + 755
1億2千万円 以上	1億5千万円 未満	32	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	30,000 + 730
1 億円 以上	1億2千万円 未満	26	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 702
8,000 万円 以上	1 億円 未満	29	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 687
6,000 万円 以上	8,000 万円 未満	36	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	20,000 + 659
5,000 万円 以上	6,000 万円 未満	22	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 635
4,000 万円 以上	5,000 万円 未満	27	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 610
3,000 万円 以上	4,000 万円 未満	31	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 594
2,500 万円 以上	3,000 万円 未満	19	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 573
2,000 万円 以上	2,500 万円 未満	23	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 553
1,500 万円 以上	2,000 万円 未満	28	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	5,000 + 533
1,200 万円 以上	1,500 万円 未満	19	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	3,000 + 522
1,000 万円 以上	1,200 万円 未満	16	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	2,000 + 502
	1,000 万円 未満	341	×	(年間平均元請完成工事高) ÷	10,000 + 241

注：評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4 W その他社会性

Wの値については、次の式により算出する。

$$W = \{(W_1 \text{の点数}) + (W_2 \text{の点数}) + (W_3 \text{の点数}) + (W_4 \text{の点数}) + (W_5 \text{の点数}) + (W_6 \text{の点数}) + (W_7 \text{の点数}) + (W_8 \text{の点数})\} \times 10 \times 175/200$$

(1) W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W1の値については、次の式により算出する。

$$W_1 = (\text{ア}) + (\text{イ}) + (\text{ウ}) + (\text{エ}) + (\text{オ}) + (\text{カ})$$

内訳の(ア)～(カ)は以下のとおり

項目		有・無	点数
(ア)	建設業退職金共済制度の加入	有	15
	退職一時金制度・企業年金制度の導入	有	15
	法定労働災害補償制度の加入	有	15
(イ)	雇用保険の加入	無	-40
	健康保険の加入	無	-40
	厚生年金保険の加入	無	-40

該当するものを合算
 該当するものを合算

(若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況) (ウ)

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	点数
技術職員名簿に記載35歳未満の技術職員が技術職員名簿全体の15%以上の場合	1
新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合	1

(知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況) (エ)

$$(\text{エ}) = \frac{\text{技術者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \alpha + \frac{\text{技能者数}}{\text{技術者数} + \text{技能者数}} \times \beta$$

$$\alpha = \frac{\text{CPD単位取得数}}{\text{技術者数}} \quad \beta = \frac{\text{技能レベル向上者数}}{\text{技能者数} - \text{控除対象者数}}$$

α	点数
3未満	0
3以上6未満	1
6以上9未満	2
9以上12未満	3
12以上15未満	4
15以上18未満	5
18以上21未満	6
21以上24未満	7
24以上27未満	8
27以上30未満	9
30	10

β	点数
1.5%未満	0
1.5%以上3%未満	1
3%以上4.5%未満	2
4.5%以上6%未満	3
6%以上7.5%未満	4
7.5%以上9%未満	5
9%以上10.5%未満	6
10.5%以上12%未満	7
12%以上13.5%未満	8
13.5%以上15%未満	9
15%以上	10

※前頁枠囲み（エ）の計算で小数点が生じた場合には、以下のとおりの評定とすること

知能及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	評点
10	10
9以上10未満	9
8以上9未満	8
7以上8未満	7
6以上7未満	6
5以上6未満	5
4以上5未満	4
3以上4未満	3
2以上3未満	2
1以上2未満	1
1未満	0

（ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況）（オ）

項目		点数
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし（第3段階）	4
	えるぼし（第2段階）	3
	えるぼし（第1段階）	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち、最も配点の高いものが評価される

（建設業に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の点数）（カ）

要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

（2） W_2 営業年数

W_2 は、以下のアとイの合算で算出される。

ア 営業年数

営業年数	点数	営業年数	点数	営業年数	点数
35年以上	60	24年以上	38	13年以上	16
34年	58	23年	36	12年	14
33年	56	22年	34	11年	12
32年	54	21年	32	10年	10
31年	52	20年	30	9年	8
30年	50	19年	28	8年	6
29年	48	18年	26	7年	4
28年	46	17年	24	6年	2
27年	44	16年	22	5年以下	0
26年	42	15年	20		
25年	40	14年	18		

イ 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

適用の有無	点数
無	0
有	-60

(3) W3 防災活動への貢献の状況

防災協定締結の有無	点数
有	20
無	0

(4) W4 法令遵守の状況

法令遵守の状況	点数
無	0
指示処分を受けた場合	-15
営業の全部又は一部の停止処分を受けた場合	-30

(5) W5 建設業の経理の状況

W5は、以下のアとイの合算で算出される。

ア 監査の受審状況

監査の受審状況	点数
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

イ 公認会計士等の数

公認会計士等数値については、次の表に当てはめ算出する。

公認会計士等数値 = (公認会計士等の数×1) + (2級登録経理試験合格者の数×0.4)

年間平均 完成工事高	公認会計士等数値					
	600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	—	—	0
1億円未満	0.4以上	—	—	—	—	0
点数	10	8	6	4	2	0

(6) W₆ 研究開発の状況

平均研究開発費の額		点数	平均研究開発費の額		点数
100億円 以上		25	11億円 以上	12億円 未満	12
75億円 以上	100億円 未満	24	10億円 以上	11億円 未満	11
50億円 以上	75億円 未満	23	9億円 以上	10億円 未満	10
30億円 以上	50億円 未満	22	8億円 以上	9億円 未満	9
20億円 以上	30億円 未満	21	7億円 以上	8億円 未満	8
19億円 以上	20億円 未満	20	6億円 以上	7億円 未満	7
18億円 以上	19億円 未満	19	5億円 以上	6億円 未満	6
17億円 以上	18億円 未満	18	4億円 以上	5億円 未満	5
16億円 以上	17億円 未満	17	3億円 以上	4億円 未満	4
15億円 以上	16億円 未満	16	2億円 以上	3億円 未満	3
14億円 以上	15億円 未満	15	1億円 以上	2億円 未満	2
13億円 以上	14億円 未満	14	5,000万円 以上	1億円 未満	1
12億円 以上	13億円 未満	13		5,000万円 未満	0

(7) W₇ 建設機械の保有状況

建設機械の保有台数及びリース台数	点数	建設機械の保有台数及びリース台数	点数
15台以上	15	7台	11
14台	15	6台	10
13台	14	5台	9
12台	14	4台	8
11台	13	3台	7
10台	13	2台	6
9台	12	1台	5
8台	12	保有なし	0

(8) W₈ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

(国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 W₈)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	点数
ISO9001登録あり & ISO14001登録あり	10
ISO9001登録あり & エコアクション21認証あり	8
ISO14001登録あり & エコアクション21認証あり	5※
ISO9001登録あり	5
ISO14001登録あり	5
エコアクション21認証あり	3
なし	0

※ ISO14001とエコアクション21は、どちらも環境配慮に関する認証のため合算しない。

このような場合には、ISO14001の「5点」のみが配点となる。